

平成 26 年度事業計画（重点事項）の骨子（案）

【船員保険事業分】

1. 保険運営の企画・実施

(改) 保険者機能の発揮による総合的な取組みの推進

- ・ 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画(仮称)」を作成し、船員保険の実情に応じ、積極的に対応する。

(改) 情報提供・広報の充実

- 船員保険パンフレットの配布
- 船員保険通信の配布
- 船員保険マンスリーのホームページ掲載
- 関係団体の協力を得た効率的な広報の実施
- メールマガジンを活用した加入者等への積極的な情報提供及び意見収集の実施（新規）

- ・ 平成 26 年度よりメールマガジンを活用し、加入者の立場から、積極的かつ定期的な情報提供を行うとともに、船員保険事業の推進及び加入者サービスの向上のため、船舶所有者や加入者の意見を積極的に収集し、サービスの向上を図る。

ジェネリック医薬品の使用促進

(改) 健全かつ安定的な財政運営の確保

- ・ 中長期的な財政見通しを踏まえて財政運営の状況を適切に把握・検証し、中長期的に安定的な運営を確保するとともに、準備金については、安全確実かつ有利な管理・運用を行う。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

サービス向上のための取組み

- サービススタンダードの着実な実施（100%）
- 船舶所有者や加入者のご意見等の積極的な収集に基づくサービスの改善
- お客様満足度調査の継続的な実施
- 申請書及び記載要領の改善並びに手続きの簡素化

(改) 高額療養費制度の周知

- ・ (平成 26 年度に制度改正が実施されることとなった場合は) 制度改正の内容を十分に加入者に周知するなど円滑な施行に向けた準備を進める。

(改) 職務上上乘せ給付等の申請勧奨

- ・ 被保険者等の利益保護を図るため、厚生労働省より船員に係る労災給付データの提供を受け、被保険者等に対して、職務上上乘せ給付及び特別支給金の申請勧奨を行う。

保険給付等に係る適正な給付業務の推進

- 下船後の療養補償制度の趣旨及び仕組みの周知
- 柔整療養費の適正化及び不適切な事例への厳格な対応
- 保険給付等の支給の適正化

(改) レセプト点検の効果的な推進

- 自動点検機能を活用した効率的なレセプト点検の実施

- ・ 協会けんぽのレセプト点検システムで導入されている自動点検機能を追加し、レセプト点検の効率化を図る。

- 点検員に対する研修の充実
- 点検員の知識及び査定事例の共有化

被扶養者資格の再確認

無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

3. 保健・福祉事業の着実な実施

(改) 保健事業の効果的な推進

- ・ 政府が定めた「健康・医療戦略」等に盛り込まれた内容に沿って「データヘルス計画(仮称)」を作成し、船員保険の実情に応じ、積極的に対応する。(再掲)

- 健診実施機関の拡大及び受診内容の充実
- 健診等受診手続きの簡略化及び受診勧奨の推進
- 特定健診等の保険者負担の引上げ

- ・ 被扶養者の特定健診等の保険者負担の上限額については、協会集合 A 契約単価の消費税増加分の金額まで引き上げることとし、集合 A 契約の実施機関においては、引き続き、無料で受診可能とする。
- ・ 消費税引上げに伴う生活習慣病予防健診の契約単価増加分については、協会負担分と自己負担分の負担割合で按分し、それぞれ引き上げることとする。

➤ 船員手帳健康証明書データ提供者に対する健康づくりの支援

- ・ データの提供をいただいた場合は、その被保険者の健康状態に適した健康づくりに関する情報提供等を行い、その方の健康づくりを支援するとともに、併せて特定保健指導対象者には、特定保健指導の利用券も同封し、特定保健指導の実施率の向上を図る。

➤ 健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供冊子の送付

- ・ 現在実施している「糖尿病罹患者」に対する受診勧奨を引き続き実施するとともに、新たに「脂質異常」や「高血圧」の加入者に対しても受診勧奨を行うこととし、その中の「要治療者」に対しては、レセプト情報等を活用した受診勧奨を行うこととする。

➤ 船舶所有者における健康づくりの支援等の推進

- ・ 船舶所有者毎に健診データ及びレセプトデータを基に健康状態等を分析した医療情報や健康経営に関する啓発冊子を船舶所有者へ情報提供することにより、船舶所有者の健康づくりへの理解や関心を高めることを目的とする。

加入者に対する生涯にわたる健康生活支援のための総合的な取組み

- 健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供冊子の送付（再掲）
- 船員保険労使団体等が開催する研修会等への講師派遣

(改) 福祉事業の着実な実施

➤ 無線医療助言事業の円滑な移行

- ・ 船員保険病院の運営主体の変更（平成 26 年 4 月）以降も事業が円滑に行われるよう、加入者への周知・広報等の徹底を図る。

➤ 船員のニーズを踏まえた保養事業の見直し

- ・ 船員のニーズや船員保険の財政状況を踏まえ、新たに旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業を開始し、事業を開始するにあたっては、加入者への周知・広報を丁寧に行うとともに、事業の事務処理を着実に実施し、事業を円滑に実施する。
- ・ これまで実施してきた保養事業と契約保養施設利用補助事業については、船員のニーズ等に応じた必要な見直しを行い、引き続き事業を円滑に実施する。

➤ 加入者の福利厚生の上に向けた取組みの実施

4 . 組織運営及び業務改革

組織や人事制度の適切な運営と改革

- 実績や能力本位の人事の推進
- 協会の理念を実践できる組織風土・文化の更なる定着
- コンプライアンス・個人情報保護等の徹底
- リスク管理

人材育成の推進

業務改革の推進

経費の節減等の推進